



市税に関する証明書が欲しいのですが、どこへ行けばよいのでしょうか。
また、証明書の請求の際に必要なものはありますか。



越谷市では、税証明総合窓口（市役所本庁舎2階）及び北部・南部出張所において、次の証明書等を取り扱っています。

また、パスポートセンターにおいては、課税（非課税）証明書のみ取り扱っています。

なお、窓口における取扱時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとなります。

担当課	証明書等の種類	手数料
市民税課	課税（非課税）証明書	1枚 200円
	受理証明書	
	営業届出済証明書	
資産税課	評価証明書	5筆（棟）まで200円 1筆（棟）増すごとに100円
	公課証明書	
	課税台帳の写し証明書	
	土地近傍価格証明書	5筆まで200円 1筆増すごとに100円
	住宅用家屋証明書	1件につき1,300円
	名寄帳の写し・地番図の写し	1枚200円、1枚増すごとに50円
収納課	納税証明書 （市民税・県民税・森林環境税、 固定資産税、法人市民税、軽 自動車税（種別割）、国民健康 保険税など）	1税目1年度につき200円 （軽自動車税（種別割）の車検 用納税証明書は無料）

※ 北部・南部出張所では、受理証明書及び地番図の写しは取り扱いしていません。

●窓口での請求に際して必要なもの

1 個人の証明書

(1) 本人が請求する場合

- ・本人確認書類（※1）

(2) 越谷市内の同一世帯の親族の方が本人に代わって請求する場合

- ・同一世帯の親族の方の本人確認書類

※ 以下の親族の方が本人に代わって請求する場合については、次の（3）に該当し、委任状（※2）が必要となりますので、ご注意ください。

① 越谷市外の同一世帯の親族の方

② 越谷市内の同一住所であっても、住民票上の世帯が別世帯の親族の方

(3) 越谷市内の同一世帯の親族以外の代理人が本人に代わって請求する場合

- ・代理人の本人確認書類
- ・委任状（※2）

2 法人の証明書

- ・法人の代表者印又は代表者印の押印がある委任状（営業届出済証明を請求される場合は不要）
- ・窓口で請求される方の本人確認書類

※1 本人確認書類とは、運転免許証、旅券（パスポート）、マイナンバーカード（通知カードは本人確認書類とはなりません）などの本人を確認することができる証明書等をいいます。

※2 委任する方の氏名欄には、委任者の署名（本人が氏名を自署）又は記名押印（氏名が印刷等されたものに本人が押印）が必要となりますので、ご注意ください。



●コンビニ交付サービスによる課税（非課税）証明書の交付

マイナンバーカード（有効期限内の利用者証明用電子証明書が搭載されたもの）をお持ちの市内在住の方は、市役所の業務時間外や土日・祝日においても、指定のコンビニエンスストア等の店舗のマルチコピー機で課税（非課税）証明書の交付を受けることができます。

※ 越谷市に住民登録のある方が利用できるサービスのため、転出後は利用できなくなりますので、ご注意ください。

<取扱日時>

午前6時30分から午後11時まで

※ 年末年始（12月29日から1月3日）は休止します。

※ 機器の保守点検により利用できない日があります。

<取扱店舗>

セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ等

●電子申請による課税（非課税）証明書及び納税証明書の請求

マイナンバーカード（有効期限内の署名用電子証明書が搭載されたもの）をお持ちで、申請される年度の1月1日から申請日までに越谷市外へ一度しか転出していない方等を対象に、電子申請での課税（非課税）証明書及び納税証明書の請求を受け付けています。

手続き方法等の詳細は、越谷市ホームページをご確認ください。

●郵送による証明書の請求

市役所や出張所への来庁・来所が困難な場合につきまして、証明書の郵送での請求も受け付けています。

なお、郵送での請求は、原則請求者ご本人からの請求でないと受け付けできませんのでご注意ください。

また、郵送による請求は、郵便事情等により日数がかかります。手続きは、余裕をもってお願いします。

詳しくは各証明書の担当課にお問い合わせください。

市税についてのお問い合わせは

お問い合わせの内容	お問い合わせ先	
	担当課	電話番号 (市外局番 048)
◇個人の市民税・県民税・森林環境税(普通徴収)について ◇個人の市民税・県民税・森林環境税(特別徴収)について ◇法人市民税について ◇軽自動車税について ◇市たばこ税について ◇事業所税について ◇入湯税について	市民税課 (市役所本庁舎 2階 本 201 番)	963-9144 " 963-9145 " " " "
◇固定資産税・都市計画税(土地)について ◇特別土地保有税について ◇固定資産税・都市計画税(家屋)について ◇固定資産税(償却資産)について	資産税課 (市役所本庁舎 2階 本 203 番)	963-9148 " 963-9149 963-9147
◇市税及び国民健康保険税の納付について ◇口座振替について ◇市税及び国民健康保険税の納税相談・ 差押えについて	収納課 (市役所本庁舎 2階 本 204 番)	963-9141 " 963-9142
◇国民健康保険税について	国保年金課 (市役所第二庁舎1階 二103番)	963-9146

◇国税(所得税、相続税、贈与税など)について
越谷税務署
〒343-8601 越谷市赤山町 5-7-47 ☎048-965-8111
◇県税(事業税、自動車税など)について
越谷県税事務所
〒343-8503 越谷市越ヶ谷 4-2-82 ☎048-962-2191

越谷特別市民
ガーヤちゃん



編集・発行 越谷市行財政部
〒343-8501 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
発行月 令和7年8月